

広島平和記念資料館東館並びに広島国際会議場 汚水槽及び雑排水槽清掃業務仕様書

この業務は、広島平和記念資料館東館（以下「資料館東館」という。）並びに広島国際会議場（以下「会議場」という。）において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、汚水槽及び雑排水槽の清掃を行うものである。

1 業務の内容

(1) 対象物件

- ア 資料館東館に設置している汚水槽4か所及び雑排水槽1か所とする。（別図1のとおり。）
- イ 会議場に設置している汚水槽12か所、雑排水槽1か所及びグリストラップ槽1か所とする。（別図2のとおり。）

(2) 業務の実施時期及び内容

ア 各年度の実施回数及び時期

- (ア) 実施回数は、資料館東館及び会議場ともに年2回（第1期：9月、第2期：2月）実施する。
- (イ) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。

イ 作業の内容

- (ア) 各水槽の沈殿物・汚物は除去し、槽内を清掃すること。
- (イ) 各水槽から除去した沈殿物等は、別紙に定めるところにより、受注者において館外に搬出し、処分すること。
- (ウ) 除去物質搬出の際は、養生を行う等飛散防止に努めるとともに、搬出経路及び出入口周辺の消毒を行うこと。
- (エ) 水中ポンプ、配管類等に付着している物質を除去し、また、腐食等の損傷状況を調査した後、原状に復すること。
- (オ) 水中ポンプが正常に作動しているか確認し、故障等があれば応急処置を行うとともに、その状況を発注者に報告すること。
- (カ) マンホールのパッキンに傷みがある場合には、発注者から当該パッキンを受取り、交換すること。
- ウ 各水槽から除去した沈殿物等の館外搬出及び処分（別紙のとおり。）

エ その他

- (ア) 作業実施に当たっては、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日号外労働省令第42号）に定める酸素欠乏危険作業主任者を選任し、同規則に定める事項を行わせること。
- (イ) 業務実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係法令及び労働関係諸法規を遵守すること。
- (ウ) 使用薬品の取り扱いには万全の注意を払うこと。特に、消毒薬剤については、安全な配置、安全な回収を図ること。また、薬剤の散布については、食品、食器、什器等への汚損に十分注意すること。
- (エ) 発注者の業務の支障とならないように実施すること。

2 業務の実施に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中服装を正しくし、入館者に対しては礼儀正しく対応すること。
- (2) 休憩は、指定した場所で行うこと。
- (3) 従業員は、受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (4) 業務の実施に伴って必要となる水道の使用は、効率的に使用するように努めること。

3 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、従事者の名簿を所定の様式により提出するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、役務の提供後10日目に当たる日までに所定の様式により提出して、発注者の検査を受けるものとする。
- (4) 槽内の清掃に際しては、清掃前、清掃中、清掃後の槽内の状態が明確にわかるよう写真を撮り、委託業務実施報告書に添付して提出すること。

4 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、役務の提供後20日目に当たる日（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

5 経費の負担等

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で使用することができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は、定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

沈殿物等の館外搬出及び処分

1 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。

区 分	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分業
許可都道府県又は市		
許可の有効期限	令和 年 月 日	令和 年 月 日
事業範囲の区分	収集運搬	中間処理（焼却）
産業廃棄物の種類	汚泥・廃油	汚泥・廃油
許可の条件		
許可番号	第 号	第 号

2 委託する産業廃棄物の種類及び数量

発注者が、受注者に収集、運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

(1) 資料館東館

種類：汚水槽、雑排水槽中の泥状排水

数量：約8立方メートル（1年間あたり）

(2) 会議場

種類：汚水槽、雑排水槽中の泥状排水

数量：約15立方メートル（1年間あたり）

種類：グリストラップ槽中の汚水（廃油を含む）

数量：約1立方メートル（1年間あたり）

3 搬入、処分先及び処分の方法

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次の事業場に搬入し、処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	焼却
処理能力	m ³ /日（汚泥）、 m ³ /日（廃油）

4 積替保管

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- (2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

5 再委託

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に、業務を他人に委託する必要がある場合は、受注者は、発注者の承認を得て、法令で定める再委託基準に従い、業務を再委託することができる。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

6 義務と責任

(1) 発注者

発注者は、受注者の要求に従い、委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

発注者は、委託する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は委託物の引取りを拒むことができる。

この場合において、発注者は委託手数料の支払義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(2) 受注者

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、収集、運搬から受注者の事業場における受入れ、処分の完了まで、法令に基づき適正に処分する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

7 契約の解除

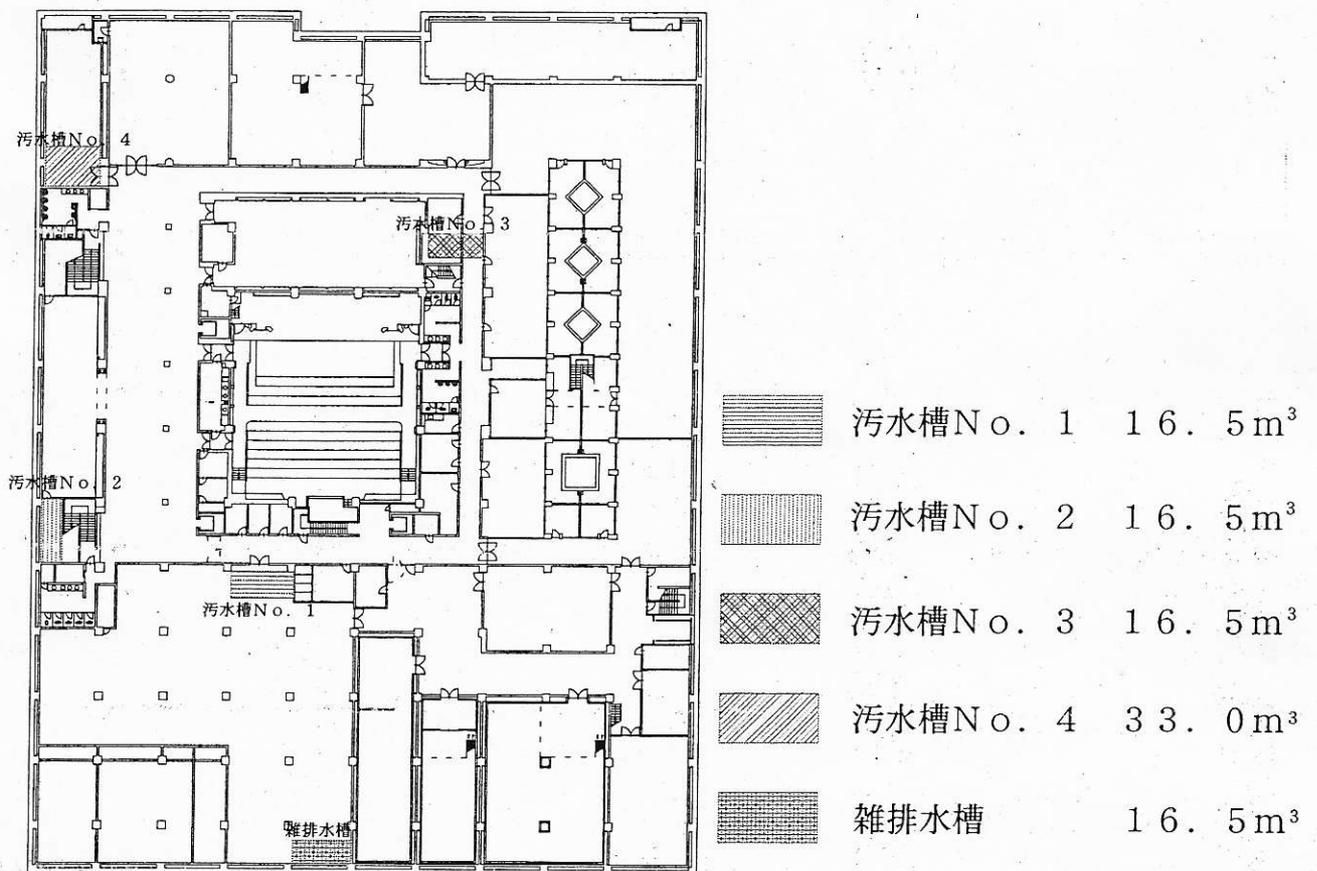
発注者と受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者と受注者の双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

[別図1]

広島平和記念資料館東館地下1階平面図

汚水槽・雑排水槽 設置場所



広島国際会議場地下2階平面図

汚水槽・雑排水槽及びグリストラップ槽 設置場所

